

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について

国の令和4年度予算で措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）の一部について、内閣府において令和5年度に繰越しすることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付通知。以下「制度要綱」という。）を改正するとともに、令和5年度における臨時交付金の取扱について、下記のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。なお、臨時交付金の扱いは、令和4年度から大きな変更点はないため、必要に応じて、過去の事務連絡も参照下さい。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 通常分交付金・重点交付金について

(1) 令和5年度の執行手続きのスケジュールについて

事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金、検査促進枠交付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を除く臨時交付金（以下「通常分交付金」という。）及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（以下「重点交付金」という。）の交付にあたって、令和5年度に作成していただく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「令和5年度実施計画」という。）は、現時点で別紙1のとおり3回提出を受け付けることを予定しています。ただし、今後の感染状況や各地方公共団体における執行状況等を踏まえ、柔軟に執行手続きのスケジュールを見直す可能性もありますので、あらかじめご承知おき下さい。

第1回提出受付は、5月29日を予定しています。提出は任意としますが、臨時交付金の早期の交付を希望する地方公共団体や内閣府で繰越しした臨時交付金を活用して実施する事業を既に検討されている地方公共団体におかれましては、この期限までに実施計画をご提出ください。令和4年度に作成していただいた新型コロナウイルス感染症対応地方創生

臨時交付金実施計画（以下「令和4年度実施計画」という。）の第4回提出において、各地方公共団体が記載した本省繰越希望額に相当する額及び別途本日通知する重点交付金に係る交付限度額の全部又は一部を交付予定です。

第2回提出受付は、10月2日を予定しています。本省繰越希望額分等のほか、令和5年1月から3月までの期間に交付決定や内示等（地方公共団体に交付する国庫補助事業等について、事実上、その交付される金額を地方公共団体にお知らせする行為を含む。以下「交付決定等」という。）された国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定される交付限度額を加えた範囲で交付予定です。第2回提出は、基本的に全ての地方公共団体を提出対象と想定しています。なお、国庫補助事業等の地方負担額に関する調査を5月頃に実施予定ですので、ご協力のほどよろしく申し上げます。交付限度額の確認通知は6月下旬を予定しています。

さらに、令和5年度の最終提出受付は、冬頃に予定していますが、詳細については別途お知らせします。令和5年4月以降に交付決定等される国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定される交付限度額を加えた範囲で交付予定です。また、既に提出した令和5年度実施計画の内容について、必要に応じ、変更可能とします。

（2）通常分交付金の交付対象事業等について

1）交付対象事業

通常分交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、令和4年度から大きく変更ありません。引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業（国庫補助事業等及び地方単独事業）に自由度高く活用することが可能です。ただし、通常分交付金のうち令和4年4月28日に通知した交付限度額で「令和4年度予備費」として示した交付限度額は、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活に困っている方々や事業者の負担を軽減するため措置されていることから、当該交付限度額を活用した地方単独事業の対象を重点化しているため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和4年4月28日付け事務連絡）も参照ください。

なお、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に掲げられた4つの柱（Ⅰ感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、Ⅱ雇用の維持と事業の継続、Ⅲ次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、Ⅳ強靱な経済構造の構築）のいずれかに該当する事業、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に掲げられた3つの柱のうち2つの柱（Ⅰ新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、Ⅱポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現）のいずれかに該当する事業、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に掲げられた4つの柱のうち3つの柱（Ⅰ新型コロナウイルス感染症の拡大防止、Ⅱ「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、Ⅲ未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動）のいずれかに該当する事業、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日第2回原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）に掲げられた4つの柱（Ⅰ原油価格高騰対策、Ⅱエネルギー・原材料・食料等安定供給対策、Ⅲ新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策

等、IVコロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援)のいずれかに該当する事業及び「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)に掲げられた4つの柱のうち1つの柱(IV防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など国民の安全・安心の確保)でウィズコロナ下での感染症対応の強化に該当する事業等で新型コロナウイルス感染症への対応として実施される事業が交付対象となります。

交付対象となる国庫補助事業等及び地方単独事業の条件は以下のとおりです。

①国庫補助事業等

交付対象となる国庫補助事業等は、制度要綱別表に定める事業であって以下のいずれかに該当する事業です。

- ・国の令和2年度補正予算(第1号、特第1号、第2号又は特第2号)に計上される事業
- ・国の令和2年度補正予算(第3号又は特第3号。ただし、感染拡大防止策に係る事業又はポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業(専ら投資的経費に充当される事業を除く。)に限る。)に計上される事業
- ・国の令和3年度補正予算(第1号又は特第1号。ただし、感染症拡大防止に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業及び未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち、令和2年度補正予算(第3号)等において臨時交付金により措置をした事業(趣旨・内容が同一の事業に限る。)に限る。)に計上される事業
- ・国の令和4年度補正予算(第2号又は特第2号。ただし、防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など国民の安全・安心の確保に係る事業のうちウィズコロナ下での感染症対応の強化に係る事業に限る。)に計上される事業
- ・国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業(「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー」(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。)
- ・国の令和2年度当初予算に計上された予備費により実施される事業(新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。)
- ・国の令和2年度補正予算(第1号又は第2号)に計上された予備費により実施される事業
- ・国の令和4年度当初予算に計上された一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施される事業
- ・国の令和4年度補正予算(第2号)に計上された妊娠出産子育て支援交付金に係る事業

なお、上記に該当する事業のうち、令和4年度中に国の交付決定等を受け、地方公共団体の令和4年度予算に計上した事業について、令和5年度に繰り越される場合で

既に提出した令和4年度実施計画に当該事業を記載していない場合に限り、令和5年度実施計画に記載することが可能です。

②地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和5年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。

- ・地方公共団体の令和5年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和5年度予算に計上された予備費により実施される事業

なお、地方公共団体の令和4年度予算に計上され実施される事業及び地方公共団体の令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業については、原則として令和5年度実施計画に記載することができませんが、地方公共団体の令和4年度予算に計上した検査促進枠交付金（一般検査事業）の地方負担分に係る事業について、令和5年度に繰り越される場合で既に提出した令和4年度実施計画に当該事業を記載していない場合に限り、令和5年度実施計画に記載することを認めます。

2) 地方単独事業に係る対象外経費

地方単独事業に係る対象外経費については、令和4年度から変更はなく、以下のとおりです。ただし、対象となる基金の要件のうち期限に関する部分について、1年間延長しています。

【対象外経費】

① 職員の人件費

地方公共団体の職員の人件費（新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く。）を除く。）

② 用地費

用地の取得費

③ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。）

④ 事業者等への損失補償

事業者等に対する施設の使用の制限、催物の開催の制限等の要請・指示に伴い生じる損失を補償する目的で行う支出経費（休業要請等協力金は該当しない。）

⑤ 感染症対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用（感染症拡大防止又は感染拡大への対応としての経済支援・生活支援に必要な施設の整備費用を除く。）

⑥ 基金

基金の積立金（以下の要件を満たす基金に積み立てる場合を除く。）

【対象となる基金の要件】

- ① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること
- ② 対象事業は、以下に該当するものであること
 - イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業
 - ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの
- ③ 令和5年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
- ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和10年度末※まで、②ロに該当する事業の財源とする基金については令和7年度末※までに廃止するものであること
 - ※ 令和5年度に事業着手する基金の場合に限る。
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

なお、上記対象となる基金の要件のうち②ロを検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府まで相談されるようお願いいたします。

（3）重点交付金の交付対象事業等について

1）交付対象事業

重点交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の取扱い等について」（令和4年9月14日付け事務連絡）及び「令和4年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」（令和4年12月23日付け事務連絡。以下「令和4年12月23日付け事務連絡」という。）から大きな変更はなく、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします。（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能です。）ただし、重点交付金の予算のうち令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費から低所得世帯向けの支援として確保した5,000億円については、コロナ禍における物価高が続く中で低所得の方々の生活を守るために予算が措置されていることから、当該予算を活用した地方単独事業の対象を重点化しているため、下記に記載の内容に留意すること。

具体的には、以下の①から⑧までに掲げる地方単独事業等を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者

対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。また、ウクライナからの避難民への支援にも活用可能です。

また、令和4年度第2次補正予算に計上された妊娠出産子育て支援交付金による補助事業も交付対象事業としてしているところですが、令和5年度当初予算に計上された同交付金による補助対象事業は交付対象事業ではないことにご留意ください。

【推奨事業メニュー】

<生活者支援>

①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LP ガスを含む）をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や LP ガス使用世帯への給付などの支援

④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

<事業者支援>

⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑥農林水産業における物価高騰対策支援

高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LP ガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者や地域観光事業者等（飲食店を含む）のエネルギー価格高騰に対する

影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設に対する事業も交付対象とします。

※①・②等については、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、③については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑥については、漁業者や施設園芸農家など農林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

交付対象となる国庫補助事業等及び地方単独事業の条件は以下のとおりです。

①国庫補助事業等

交付対象となる国庫補助事業等は、制度要綱別表に定める事業であって以下に該当する事業です。

- ・国の令和4年度補正予算（第2号）に計上された妊娠出産子育て支援交付金に係る事業

なお、上記に該当する事業のうち、令和4年度中に国の交付決定等を受け、地方公共団体の令和4年度予算に計上した事業について、令和5年度に繰り越される場合で既に提出した令和4年度実施計画に当該事業を記載していない場合に限り、令和5年度実施計画に記載することが可能です。

②地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和5年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。また、推奨事業メニューを別紙2のとおり見直しています。

- ・地方公共団体の令和5年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和5年度予算に計上された予備費により実施される事業

なお、地方公共団体の令和4年度予算に計上され実施される事業及び地方公共団体の令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業について、原則、令和5年度に繰り越される場合で既に提出した令和4年度実施計画に当該事業を記載していない場合に限り、令和5年度実施計画に記載することを認めます。

ただし、重点交付金の予算のうち令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費から低所得世帯向けの支援として確保した5,000億円については、コロナ禍における物価高が続く中で低所得の方々の生活を守るために予算が措置されていることから、当該予算の交付対象事業は、以下の要件を付すこととします。

【低所得世帯に対する支援】

コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が低所得世帯に直接的に及ぶ事業を交付対象とします。具体的には、低所得世帯を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業(当該補助・給付の事務を他の団体を介して行う場合を含む。)が該当します。

2) 重点交付金に係る対象外経費

通常分交付金における地方単独事業において対象外経費としている経費については、重点交付金においても対象外経費となります。具体的には、1(2)2)を参照ください。

(4) 交付限度額について

1) 国庫補助事業等の地方負担分に係る算定額

令和5年度に新たに通知する交付限度額は、対象となる国庫補助事業等(令和5年1月以降に交付決定等される令和4年度補正予算分及び予備費分等)の地方負担額を基礎として算定した額となる見込みです。「(1)令和5年度の執行手続きのスケジュールについて」に記載したとおり、このうち令和5年1月から3月までの期間に交付決定等された国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定される交付限度額については、6月下旬に通知予定です。また、令和5年4月以降に交付決定等された国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定する分については、国庫補助事業等を所管する各府省(以下「所管府省」という。)による交付決定等の状況を踏まえ、冬頃に通知予定です。

交付限度額の算式は以下のとおりです。なお、別表1及び別表2は、令和4年12月23日付事務連絡のものから変更はありません。

令和4年度補正予算(第2号又は特第2号。ただし、新しい資本主義の加速で包摂社会の実現に係る事業(新型コロナウイルス感染症対策による直接的な影響に伴い実施される事業に限る。)又は防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など国民の安全・安心の確保に係る事業のうちウィズコロナ下での感染症対応の強化に係る事業に限る。)及び令和4年度予備費(新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。)等により実施する別表1及び別表2の国庫補助事業等の地方負担額の合計額

× 算定率

<算定率>

感染拡大防止策や医療提供体制の整備に関する別表1の事業・・・1.0
雇用維持・継続事業や、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに関する別表2の事業*・・・0.8

※令和4年度補正予算（第2号又は特第2号）により実施する国庫補助事業等の地方負担額は除く。

<留意点>

令和5年度における国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定する交付限度額は、令和5年度へ明許繰越しした国の令和4年度予算を活用し、算定・通知を行う予定です。そのため、当該予算を令和6年度に繰り越すことはできないことから、令和5年度中に地方公共団体に対して、臨時交付金の交付決定を行うこととしています。

臨時交付金の令和5年度の最終交付決定に当たっては、令和6年1月から3月にかけて、内閣府から交付限度額の通知、地方公共団体からの実施計画の提出、総務省における臨時交付金の交付決定等の手続を進める予定であり、令和5年4月以降に交付決定等された国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定する交付限度額は、令和5年12月末までに交付決定等された国庫補助事業等を基に算定する必要があります。

そのため、所管府省に対して、早期の交付決定等の要請を予定しています。また、所管府省において、令和5年12月末までに交付決定や内示を行うことが困難な場合は、必要に応じて、令和5年12月末までに地方公共団体に対して令和5年度中の事業実施の調査等を実施し、交付限度額の算定の基となる国庫補助事業等の金額を改めて実施する交付限度額算定に係る地方負担額等の調査において報告いただくこととしておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(5) 令和5年度実施計画の作成と提出について

1) 実施計画の作成方法・記載事項全般について

令和5年度実施計画は、令和4年度における実施計画の変更ではなく、令和5年度実施計画の様式(別紙3)を活用し、新たに作成してください。令和5年度実施計画の作成に当たっては、別紙4の記入要領を参考にしながら必要事項を記入してください。なお、実施計画の記載内容のうち一定の項目については、今後内閣府において公表しますので、あらかじめご承知おきください。

2) 実施計画の提出期限

令和5年度実施計画の提出期限は、以下のとおりです。提出期限後に当室において実施計画の確認（掲げられた事業が新型コロナウイルス感染症対応である旨の記載があること、必要事項の記載漏れの有無、対象外経費に充てていないこと等）を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。第1回提出は任意ですが、臨時交付金の早期の交付を希望する地方公共団体や内閣府で繰越しした臨時交付金を活用して実施する

事業を既に検討されている地方公共団体は、第1回提出期限までに実施計画をご提出ください。

第1回提出期限：令和5年5月29日（月）12:00【厳守】※任意

第2回提出期限：令和5年10月2日（月）12:00【厳守】※原則全団体

3) 提出方法・提出先

実施計画の提出は、各都道府県を通じ、以下の提出先まで、メールにて提出してください。郵送での提出は不要です。また、鑑文も不要です。

メール送付先：e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

メールの件名及びファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+_r5（半角アンダーバーr5）+_1又は_2（半角アンダーバー提出回数）」としてください。メールの件名について、各都道府県において管内市町村分をまとめて内閣府に提出していただく場合は「〇〇県」等としていただいても構いません。

例) メール件名：「01100_北海道札幌市_r5_1」「02000_青森県_r5_2」 など

ファイル名：「01100_北海道札幌市_r5_1.xlsx」「02000_青森県_r5_2.xlsx」 など

4) 提出資料

提出資料は、令和5年度実施計画、チェックリスト、基金調べ（該当ある場合）及び事業実施状況及び効果検証に関する資料（該当ある場合）です。各様式は、別紙3のとおりであり、エクセルファイルの各シートに用意しています。

①令和5年度実施計画	別紙4の記入要領を参照の上、必要事項を記入してください。
②チェックリスト	令和5年度実施計画の内容について、本チェックリストにより確認してください。
③基金調べ	交付対象事業に基金造成事業が含まれる場合は、基金調べにも必要事項を記入して提出してください。

(6) 令和5年度実施計画の変更について

提出した令和5年度実施計画に掲げる交付対象事業の追加・変更は、内閣府が実施計画の提出を受け付けている時期にのみ可能です。臨時交付金の趣旨も踏まえ、早期の執行に努めるとともに円滑な事業の遂行の観点から実施予定又は実施している事業は、実施計画に掲載し、交付決定を受けるようお願いします。

2. 臨時交付金の活用に当たっての留意点について

臨時交付金の活用に当たっての留意点については、これまで「令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和3年2月2日付け事務連絡）、「令和3年度における新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金の取扱について」(令和3年4月1日付け事務連絡)、「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」(令和4年4月1日付け事務連絡)及びQ&A等において周知しているとおおり、臨時交付金を効率的・効果的な事業に活用するとともに、説明責任をしっかりと果たして頂くようお願いしているところです。既にご承知のとおり、臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として取り組まれる必要な事業であれば自由度高く活用できるものであることから、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任を果たしていただくものです。

また、これまでも周知していたとおおり、「令和3年度予算の編成等に関する建議」(財政制度等審議会令和2年11月25日)において、「新型コロナ対応という意味では、国の一連の措置に加えて、既に令和2年度(2020年度)の2度の補正予算で合計3兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が設けられた。各地域の実情に応じてきめ細やかな対応を可能にするという本来の目的に沿って、各地方公共団体は、創意工夫をこらして効率的かつ効果的に交付金を活用し、実施状況と効果についても説明責任を果たしていくことが求められる。」とされていますので、改めてご承知いただきますようよろしくお願いいたします。

特に、次の①又は②に該当する事業については、引き続き、以下のとおおり取り扱うので、ご注意ください。

①特定の事業者等に対する支援措置

特定の個人又は事業者等(一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの)に対する支援事業(運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの)については、「各地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症への対応としての必要性や費用対効果を十分吟味した上で、実施することが望ましい」旨及び「これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することがある」旨を明示しています(Q&A第10版1-20)。

特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり1,000万円以上を支援するもの(住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するものを除く。)については、各地方公共団体において、別紙5の様式により事業内容をホームページ等で公表するとともに、当該公表に係るURL及び公表内容等を「事業の概要」列及び「参考資料」列等に記載した上で、実施計画を提出するものとします。

②個人を対象とした給付金等

個人を対象とした給付金等(給付金、交付金等、名称の如何を問わず、「金銭」を支給するもの。「地域振興券」等の交付や「公共料金」等の減免は該当しない。)については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示してください。

3. 検査促進枠交付金について

(1) 交付限度額の算定について

検査促進枠交付金（検査費用等部分）について、令和5年3月交付決定において、一部団体については、年度末までの支給実績見込みも含め交付限度額を算定したところですが、予算の効率的活用のため、12月23日付事務連絡で周知していたとおり、可能な限り実績額に近い額での交付限度額通知等を行います。なお、令和5年3月交付決定に係る手続きにおいて、令和4年度内における支給実績見込みも含め交付限度額通知等を受けた団体においては、「国の令和4年度予算」を活用し通知された限度額のうち、令和4年度事業の支出に活用していない分は、令和5年度事業の支出に活用していただきますので、ご留意ください。

(2) 執行手続きについて

① 交付限度額算定基礎資料（検査促進計画）の提出

検査促進枠交付金の交付決定は、12月を予定しています。当面の間における具体的な手続きのスケジュールは、以下のとおりです。

i) 12月交付決定の手続き

① 検査費用等の補助等は、特措法担当大臣との協議を経た検査促進計画に沿って補助等を行ったものを対象とします。

② 交付限度額算定基礎資料（支給実績が記載された検査促進計画。以下同じ。）による計画記載用限度額の算定に当たっては、11月6日（月）までの支給実績を算定の対象とします。

③ 交付限度額算定基礎資料及び検査促進枠交付金に係る新型コロナウイルス感染症対応検査促進交付金実施計画（以下「令和5年度検査促進交付金実施計画」という。）の提出等のスケジュールは以下のとおりです。

- ・ 実績値を反映した交付限度額算定基礎資料を都道府県から内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室及び内閣府に提出

【11月6日（月）】

- ・ 計画記載用限度額を反映した令和5年度検査促進交付金実施計画を内閣府に提出

【11月20日（月）】

- ・ 交付申請・交付決定

【12月下旬】

- ・ その後、必要に応じて概算払

(参考)

	交付限度額算定基礎資料（検査促進計画）の提出	実施計画（検査促進枠）の提出	交付決定
i) 12月交付決定の手続き	11月6日（月）	11月20日（月）	12月下旬

②検査促進交付金実施計画の作成と提出

令和5年度における検査促進交付金実施計画は、令和4年度における実施計画の変更ではなく、令和5年度検査促進交付金実施計画の様式（別紙6）を活用し、新たに作成してください。

また、検査促進交付金実施計画を令和4年度における実施計画と分けたことに合わせて、交付限度額算定基礎資料を含む検査促進計画の様式を一部変更しましたので、令和5年度における検査促進計画の提出に当たっては、別紙7の様式を活用してください。

4. 実施状況の公表及び効果の検証について

臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果については、臨時交付金創設時から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡）等により、各地方公共団体において、事業終了後に、公表するようお願いしているところです。また、「令和5年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会令和4年11月29日）において、「地域住民が事業の実施状況や効果を把握できるよう、また、地方公共団体間で政策を相互に比較し改善につなげることが可能となるよう、制度を所管する内閣府及び地方公共団体は公表を速やかに進めるべきである。」とされています。このように、各地方公共団体における公表状況について、各方面からの要請を踏まえ、実施状況及びその効果の公表について、制度要綱第5の4に規定していますので、ご留意ください。

事業の実施状況及びその効果の検証の公表に当たっては、「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況調べの結果について（周知）」（令和4年9月2日付け事務連絡）で周知した調査結果及び公表例も参考とし、各地方公共団体において、事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定するとともに、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行うようお願いいたします。特に、令和2年度中に完了している事業について、未公表の地方公共団体におかれては、原則、令和4年度中に公表されるようお願いしていたことから、速やかに公表をお願いします。また、令和3年度中に完了している事業については、原則、令和5年度中に公表されるようお願いいたします。さらに、令和4年度以降に完了する事業については、原則、事業完了の翌年度中に公表されるようお願いいたします。

また、地方公共団体における実施状況の公表に加えて、実施計画に記載される全事業の事業概要や事業費等の記載内容（「成果目標」及び「地域住民への周知方法」を含む。）について、内閣府においても、ホームページ等で速やかに公表することとしているので、あらかじめご留意ください。

さらに、令和4年度中に完了した事業等を対象として、アンケート調査等へのご協力をお願いすることがありますので、あらかじめお知らせします。

<関係資料一覧>

- 別紙1 令和5年度地方創生臨時交付金の執行スケジュール
- 別紙2 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）
- 別紙3 令和5年度実施計画（通常分・重点交付金分）
- 別紙4 令和5年度実施計画（通常分・重点交付金分）記入要領
- 別紙5 特定事業者等支援に関する公表様式^{※1}
- 別紙6 令和5年度検査促進交付金実施計画（R5.3.29版）
- 別紙7 特措法担当大臣との協議における提出様式（検査促進計画）（R5.3.29版）
- 別表1 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率1.0）^{※2}
- 別表2 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率0.8）^{※2}
- 別添1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（改正後）
- 別添2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（新旧対照）
- 別添3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A（第10版）
- 別添4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「重点交付金」Q&A（第3版）

※1：令和3年2月2日に示した様式から変更はありません。

※2：令和4年12月23日から変更はありません。

(照会先)

内閣府地方創生推進室 臨時交付金担当

畑・中井・小島・仙田・寺田・窪田・中村・反町・上坂

直通 03(5501)1752

メール e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp